

警戒度移行に伴うスポーツ少年団活動について

今般、警戒度移行に伴う活動の対応については、「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改正版)」に基づく全県の警戒度が、「2」から「1」に引き下げられることとなりました。

つきましては、警戒度の移行に伴い、改めて、11月6日(土)以降のスポーツ少年団活動につきましては、下記内容の通りとなりますので、よろしくお取り計らいください。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

○国や県及び各競技団体が作成したガイドライン等を踏まえ、競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で活動を実施する。

○県外を含む対外試合等(合同練習・練習試合・発表会・大会等)の実施を可とする。

実施に際しては、各地域の感染状況等を踏まえ、活動を担当する指導者のみで実施の可否を判断するのではなく、団として、その必要性を慎重に判断し、団員及び保護者の同意を得ること。また、実施予定地域が緊急事態宣言発令地域等になった場合や、参加する団員及び保護者の同意が得られない場合は、延期又は中止とする。

○県内外問わず、宿泊を伴う活動の実施を可とする。

ただし、実施を計画するに当たり、宿泊を伴う必要があるかを慎重に判断し、実施するに当たっては、必要最低限の実施日数とした上で、参加人数の制限、一部屋当たりの宿泊人数の制限(個室利用等)、食事方法や食事場所等の感染防止対策(弁当による対応等)など、十分な対策を講じること。また、団員が密集して活動する状況が多く発生することが想定されることから、団員が移動中や宿泊場所等での行動(会話、飲食等)について、主体的に感染防止対策を講じ、適切な行動がとれるよう、特に指導を徹底する。

令和3年11月5日
群馬県スポーツ少年団
本部長 松本博崇